

## 長沼町農業資材等高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び世界情勢の急激な変化の影響による原油価格、穀物価格及び肥料原料の高騰を受け、生産資材費の抑制に伴う農作物等の品質低下や費用負担増により、農業経営の悪化が懸念されることから、農業者に対して営農の継続を支援するため、農業資材等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による認定を受けたものをいう。
- (2) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による認定を受けたものをいう。
- (3) 農地所有適格法人 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する要件を満たすものをいう。
- (4) 販売農家 経営耕地面積が30a以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上のものをいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、主たる営農地が長沼町にあって、申請時点において次の各号のいずれかに該当する農業経営体とする。

- (1) 長沼町の認定農業者、認定新規就農者及び長沼町の進達により国又は北海道の認定を受けた農業者
- (2) 町内に本社又は主たる事務所を有する農地所有適格法人
- (3) 販売農家

### (交付要件)

第4条 支援金の交付の要件は、次の各号の全ての要件を満たす事業者とし、今後も長

沼町において営農を継続する意思があるものとする。

- (1) 申請時において営農している農業経営体
- (2) 前年の農産物販売金額が年間50万円以上であること。ただし、令和4年から営農を開始した認定新規就農者の場合は、この限りでない。

(支援金の額)

第5条 交付する支援金の額は、10万円とし、交付は1交付対象者につき、当該年度において1回限りとする。

(交付申請)

第6条 支援金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長沼町農業資材等高騰対策支援金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付の上、町長が別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年分の農産物販売金額が分かる次のいずれかの書類
  - ア 令和3年分所得税青色申告決算書（農業所得用）の写し
  - イ 令和3年分収支内訳書（農業所得用）の写し
  - ウ 直前の決算報告書の写し（法人の場合のみ）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 町長は、前項の審査の結果を、長沼町農業資材等高騰対策支援金交付決定通知書（別記様式第3号）又は長沼町農業資材等高騰対策支援金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者へ通知する。

(決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。この場合において、当該決定を受けた者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。